

尾三消防組合議会議事録 令和2年3月定例会

議長	書記長	書記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場		書記長	島田茂樹
会期	自 令和2年3月25日 至 令和2年3月25日		1日間	
出席議員数	議員定数15名			
出席議員	1番議員	加藤啓二	2番議員	門原武志
	3番議員	比嘉浩二	4番議員	加藤孝久
	5番議員	福安金之助	6番議員	渡邊郁夫
	7番議員	一色美智子	8番議員	近藤郁子
	9番議員	ふじえ真理子	10番議員	岡崎つよし
	11番議員	なかじま和代	12番議員	山田けんたろう
	13番議員	大橋ゆうすけ	14番議員	山根みちよ
	15番議員	武田治敏		
欠席議員	なし			
説明のために出席した者の職・氏名	管理者	近藤裕貴	副管理者	井俣憲治
	副管理者	小野田賢治	副管理者	小浮正典
	副管理者	吉田一平	事務局長	可児嗣久
	消防長	近藤信之	次長	小塚法人
	次長兼予防課長	伊豆原正人	次長兼日進消防署長	成瀬正樹
	次長兼総務課長	廣瀬敏文	会計管理者	中野一俊
	消防課長	酒井雄二	指令課長	宮家美博
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	総務課専門監	村瀬昭二	総務課主幹	川上良樹
	総務課課長補佐	塚谷友昭		
職務のため出席した者の職・氏名	書記長	島田茂樹		
	書記	久保田直也		
会議録署名議員	7番議員	一色美智子	8番議員	近藤郁子

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議 案 名	結 果
議案第1号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第2号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第3号	尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第4号	尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第5号	令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）	原 案 可 決
議案第6号	令和2年度尾三消防組合一般会計予算	原 案 可 決

令和2年3月尾三消防組合議会定例会議事録

下記議案議決のため、令和2年3月25日午後2時から尾三消防組合議会定例会が尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第2 | 管理者あいさつ |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | 会期の決定 |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 議案第1号
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第2号
尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第3号
尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第4号
尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第5号
令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第6号
令和2年度尾三消防組合一般会計予算 |
| 日程第12 | 管理者あいさつ |

出席議員(15名)

1 番 議 員	加藤啓二議員	2 番 議 員	門原武志議員
3 番 議 員	比嘉浩二議員	4 番 議 員	加藤孝久議員
5 番 議 員	福安金之助議員	6 番 議 員	渡邊郁夫議員
7 番 議 員	一色美智子議員	8 番 議 員	近藤郁子議員
9 番 議 員	ふじえ真理子議員	10 番 議 員	岡崎つよし議員
11 番 議 員	なかじま和代議員	12 番 議 員	山田けんたろう議員
13 番 議 員	大橋ゆうすけ議員	14 番 議 員	山根みちよ議員
15 番 議 員	武田治敏議員		

説明のために出席した者の職・氏名(14名)

管 理 者	近藤裕貴君	副 管 理 者	井俣憲治君
副 管 理 者	小野田賢治君	副 管 理 者	小浮正典君
副 管 理 者	吉田一平君	事 務 局 長	可児嗣久君
消 防 長	近藤信之君	次 長	小塚法人君
次長兼予防課長	伊豆原正人君	次長兼日進消防署長	成瀬正樹君
次長兼総務課長	廣瀬敏文君	会 計 管 理 者	中野一俊君
消 防 課 長	酒井雄二君	指 令 課 長	宮家美博君

職務のため出席した総務課職員職の職・氏名(3名)

総務課専門監	村瀬昭二君
総務課主幹	川上良樹君
総務課課長補佐	塚谷友昭君

職務のため出席した者の職・氏名(2名)

書 記 長	島田茂樹君
書 記	久保田直也君

●書記長（島田茂樹）

ご起立を、お願いいたします。
一同、礼。ご着席下さい。
議長開会あいさつ。

◎議長（武田治敏）

[起立]

令和2年3月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出されておりますのは、議案第1号から議案第6号の6議案であります。

議員の皆様方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

[着席]

午後2時01分開議

◎議長（武田治敏）

現在の出席議員数は15名です。

よって、令和2年3月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

監査委員より、令和元年11月分から令和2年1月分までの例月出納検査の結果報告と、令和元年度定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告。

議会運営委員会委員長、5番、福安金之助議員。

◇議会運営委員会委員長（福安金之助）

5番、福安金之助。

本日、開催いたしました議会運営委員会の審議の結果について報告いたします。

本委員会は、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと開催いたしました。

協議事項は、令和2年3月尾三消防組合議会定例会についてでございます。

定例会の会期は、本日、令和2年3月25日、1日とすること。また、会議録署名議員は、議長から指名することとし、議事日程のとおり、一般質問、提出議案の説明、議案質疑の答弁、採決を行い、最後に管理者のあいさつをいただき、閉会とすることで、委員会は終了いたしました。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第2、管理者あいさつ。

近藤裕貴管理者。

○管理者（近藤裕貴）

管理者の近藤でございます。

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、令和2年3月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私とも何かとご多用の中をご参集賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、本日、定例会に提出いたします議案は、条例の一部改正が4議案、また、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算第4号と、令和2年度尾三消防組合一般会計予算の計6議案でございます。

どうか慎重にご審議を賜りまして、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から、7番、一色美智子議員、8番、近藤郁子議員、以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

◎議長（武田治敏）

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

（異議なしの声）

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

◎議長（武田治敏）

日程第5、一般質問を行います。

お諮りします。

質問時間は15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

（異議なしの声）

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告がありますので、発言を許します。

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

2番、門原武志。

一般質問をいたします。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症がまん延する中、あらゆる事態を想定しつつ、日常の業務に励んでおられる消防職員の皆さんに心から敬意を表します。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、中国の武漢市で流行し、都市が封鎖される事態が起き、同市にいる日本人を政府がチャーター機で帰国させるなど、大変な事態を引き起こし、今では欧米諸国でも流行し、昨日、東京オリンピックの延期が決まるなど、未曾有の事態を引き起こしています。

横浜港に入港する予定だったクルーズ船が、船内で陽性反応を示した人が見つかったため、長く沖合での停泊を余儀なくされ、船内で重症化した患者を搬送する業務にあたった人にも感染し、また、北海道のある消防署では職務とは関係なく感染した隊員がいたため、保健所による消毒が行われました。

傷病者を適切な医療が受けられる場所に搬送するために、常にあらゆる事態を想定して業務にあたっておられる救急隊の安全が図られているのか、確認するために、

質問いたします。

まず、感染が疑われる人の搬送について、新型コロナウイルスの感染が疑われる人を搬送する体制、これまでに新型コロナウイルス感染者の搬送事例があるのか、そして、隊員の感染防止について伺います。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の、門原武志議員の質問に対する答弁者。
近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

はい。消防長、近藤。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日施行の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症に指定され、これに係る対応は、保健所の業務とされています。

119番受信時及び現場におきまして、新型コロナウイルス感染症を疑うキーワードを聴取した場合、また、感染が疑われる場合は、管轄の保健所に連絡をして対応を引き継ぐこととしています。

しかしながら、保健所が対応困難な場合や緊急性が高い場合につきましては、消防が対応することとなります。

現在のところ、当消防本部が、新型コロナウイルス感染者を移送した事案はございません。また、保健所から救急搬送した傷病者が新型コロナウイルス感染者であったという報告も受けておりません。

感染が疑われる傷病者を搬送する場合は、感染防止ジャンパー、手袋、高性能マスク及びゴーグルを着用して対応しております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

ありがとうございます。

次に、防護服の備蓄状況について伺います。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

はい。

尾三消防本部では、2009年に世界的に流行しました、新型インフルエンザに対応するための感染防止対策用資機材を整備しており、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、この資機材を活用いたします。

資機材の内容につきましては、上下一体型の防護服、ゴーグル、マスク、手袋を1セットにして、現在3,500セットを備蓄しています。

以上です。

◎議長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

はい。大変な状況にある中、様々な状況を想定して対応されることと思います。

今後とも住民の安全のため、救急隊の安全も含め、よろしく願いいたします。

次に、今日の質問テーマの大きな2点目、第8次尾三消防組合消防力整備計画案について伺います。

この案では、地域の消防広域化について触れられています。しかしこの案は、あくまでも、尾三消防管内の5市町の消防力の整備についてのものです。

近隣、さらに言えば県全体の消防力の整備とは関係なく、5市町で消防力を整備するための指針です。

そこで、本案と県域広域化との整合性について伺います。

◎議長（武田治敏）

可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

第8次消防力整備計画について、議員各位におかれては、ご精読頂いていることに感謝を申し上げます。

御承知のとおり、本計画においては、3つの基本方針の一つとして、組合運営を支える組織マネジメントを設け、将来を見据え、多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備するため、経営資源を最大限有効活用できる組織運営を目指します。

この方針に基づく重点取組事項として、将来を見据えた消防体制の検討を掲げており、お尋ねの地域の消防広域化については、その選択肢の一つとして、既に議論する会議体が設けられ、県下全ての消防長や消防本部担当者が参加して検討が開始されていることはご案内のとおりです。また、次年度以降では、県内市町村長を構成員とした協議会も組織される予定と聞いておりまして、今後は構成市町と共に協議に参加することとなると考えております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）
2番、門原武志議員。

◇門原武志議員
はい。

次に、本案を進める上で県域広域化にはどのような利点があるか伺います。

◎議 長（武田治敏）
可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

はい。昨年末から、県下全ての消防長や消防本部担当者が参加する検討組織で協議を重ねておりますが、現在の進捗程度は、各消防本部が抱える課題の洗い出し、それら情報の共有に留まっております。9月及び12月の定例会においてご質問にご答弁しました状況から特段の進展はございません。

以上です。

◎議 長（武田治敏）
2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

答弁ありがとうございます。

将来の選択肢の一つとして、県域での消防広域化というものも、第8次尾三消防組合消防力整備計画案に書き込んだということだと思います。

県域での消防広域化については、5市町の消防力がどうなるのか、検討されていない状況であることと、特に利点など示せないということは承知しました。

これからも5市町での適切な消防力の整備に注力していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

次に参ります。

職員数について、計画中期までの期間は332人を基本とすることが示されました。その理由と、計画中期以降の必要な人員数についての考えを伺います。

◎議 長（武田治敏）
可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

平成29年10月20日に、消防広域化協議に基づき策定された、広域消防運営計画と、同年12月27日に、消防広域化重点項目に関する協定として締結された、本計画が策定されるまでの間の行動指針となる基本構想によって、令和2年度から

332人体制とすることとなっております。

当面の間は、広域前の3消防本部の総務担当職員を統合、整理のうえ、災害対応要員や災害予防要員に振り分けて、広域消防体制におけるスケールメリットを発揮することを考えてのことでございます。

計画中期までの間は、内部調整等により消防力の維持、向上に努め、現在の組織体制を基本としてまいります。

本計画では、第3章において、各種取組に成果指標、目標値を設けておりますので、この評価の結果によるところですが、消防需要の増加が見込まれる計画中期以降については、災害対応事務と災害予防事務等の評価結果はもとより、将来需要予測に基づきます体制の在り方の検討を含め、消防サービスの質、量を維持、向上させるために必要な職員配置を検討し、併せて、必要な人員を確保していく考えです。

以上です。

◎議長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

次に参ります。

消防力の整備指針では指揮車の台数の目標を消防署の数と同じ5台としています。しかし、現状は、指揮車は1台だけであり、目標と大きくかけ離れています。

計画案では、現状では災害現場への迅速な出動や、複数箇所で同時に発生する災害への対応は困難です。将来的には目標数に近づくよう整備していくことが望ましいとありますが、どの程度目標数に近づけるのか、また、同規模の消防本部の消防署数と指揮車の台数と比較してどのように検討することになるのか伺います。

◎議長（武田治敏）

可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

はい。本計画では、指揮車を始め、タンク車、救急車などの消防力配置について、消防力の整備指針に基づく評価、消防力の運用効果に対する評価、消防力の適正配置の評価等を行い、さらに、将来の消防需要予測を加え、今後求められる消防体制の在り方、考え方というものを示しております。

ご質問の、指揮車を運用する指揮隊とは、災害現場において、現場責任者のみで迅速、的確に全ての指揮活動を処理することには限界があることから、現場での指揮命令に関し、専任の隊を編成し運用するもので、指揮命令のほか、情報収集、分析、安全管理、原因調査など多岐に渡る活動を担っております。

指揮隊は、整備指針上では1署1隊ですが、地域の実情に併せ増減できるものと記載されています。

現在、指揮隊は1隊を特別消防隊に配置し、管内全域を対象としていますが、各消防署には、指揮活動の初動を担う隊長クラスの職員を配置し、後着する指揮隊と連携、連動した活動体制を構築しています。計画中期までの消防需要の予測では、増強の必要性は認められるものの、差し迫っているとは考えておりません。

また、他の消防本部の状況については、管内地勢を始め、複数の自治体を管轄する組合消防と単独消防との違い、消防需要の程度、保有部隊やその運用等の違いもあり、単純な比較はできませんが、いずれの消防本部も指揮隊や隊長クラスの職員を最大限に活用して指揮体制を整備されています。適宜、参考にさせていただいております。

以上です。

◎議長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

ありがとうございます。

職員数については、現在の定数にこだわることなく、増強が図られる可能性について説明をいただきました。また車両についても、私は指揮車だけを取り出して、質問しましたが、他の車両についても説明され、目標に向かって適切に整備することを目指した計画であることが、改めて理解できました。

全国的な高齢化の進展で、救急需要の伸びが見込まれる中で、全国的にも珍しい人口増加地域を管轄し、東郷町にも9月には大型ショッピングモールが開業する予定もあり、尾三消防本部には住民の安全安心を守る大きな役割があります。また新型コロナウイルス感染症には難しい対応が迫られるかもしれません。

4市1町の安全確保へさらに邁進されるよう期待申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（武田治敏）

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、議案第1号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文） 議案説明

はい。次長兼総務課長、廣瀬。

議案第1号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法

律の改正に準じ、職員の給料月額等を改正する必要があるからです。また、地域手当支給率の見直し及び事務局総務課専門監を7級へ職責を見直すにあたり、等級別基準職務表を改正する必要があるからです。

改正は条建てとし2段階で改正します。

主な改正点を新旧対照表でご説明いたします。

1 ページの第21条第2項第1号は、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の97.5に改めるものです。

2 ページから7 ページまでの別表第1は、俸給表の改定に準じて給料表を改めるものです。

改正文の4 ページにお戻りください。

附則の第1条第1項及び第2項により、この改正は公布の日より施行し、平成31年4月1日に遡って適用いたします。

続いて、新旧対照表の第2条をお願いします。

1 ページの第13条の2第2項は、地域手当の支給率を100分の8.5から100分の10に改めるものです。

支給率の改正理由についてご説明いたします。

地域手当の支給割合については、広域化後も愛知県を含む多くの都道府県が採用している管内に複数の異なる支給率を抱える団体は同一の支給割合とする考え方をベースに、構成市町の広域化協議において、尾三消防の例に倣って、現在8.5パーセントとしております。

今般、この考え方に加えて、愛知県の人事委員会の勧告において、総務省より地域手当の支給割合は国の指定基準を当てはめ、加重平均した率を超えない範囲内が妥当である旨の見解が示されました。

国が示す構成市町の地域手当の指定割合は、日進市が16パーセント、豊明市15パーセント、みよし市と長久手市が10パーセント、東郷町が6パーセントです。

この5市町の指定割合を加重平均すると、当組合の支給割合は10.6パーセントとなります。さらに、職員の給与は、地方公務員法第24条第3項に定める均衡の原則により、当組合と同じ構成市町であり、最も考慮すべき他の地方公共団体である愛知中部水道企業団が昨年度10パーセントとしていることから、令和2年度より支給割合を10パーセントとすることとしたものです。

1 ページから2 ページにかけての第14条第1項各号は、住居手当の支給対象となる家賃の基礎額を16,000円に、最高支給限度額を28,000円にそれぞれ改めるものです。

第21条第2項第1号は、支給割合を平準化するため6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の95に改めるものです。

次に、事務局総務課専門監の職責を格上げするに至った経緯についてご説明いたします。

昨年度は、広域化後初の定期人事異動でしたが、254名に配置辞令を交付しました。

全職員数335名でしたので大規模な異動となりましたが、このためには、人事評価、昇任試験結果、自己申告による配置転換希望など、職員全員の状況を把握したうえで適材適所に職員を配置するとともに、新年度前には異動後の係ごとの当務、日勤、代休などを指定する勤務計画について、専門監は毎年度その実務を担当しています。

この特任事務に対応する人材について検討した結果、事務局専門監を総務課長、消防署長と同じ格付け、同じ階級にして、署長を指導サポートする人事労務管理に専任できる体制が最小限必要であるとの結論に至りましたので、事務局の専門監を7級の職責に追加するものです。

改正文の4ページにお戻りください。

附則の第1条第1項により、この改正は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

議案第1号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

これより、議案第1号に対する質疑を許します。

お諮りします。

質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

◇各議員

（異議なしの声）

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告がありますので質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。それでは、議案第1号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、2点お聞きします。

最初の1点目ですが、勤勉手当、地域手当及び住居手当について、先程、ご説明がありましたが、今回の改正により、それぞれの手当はどれだけの増額になりますか。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。次長兼総務課長、廣瀬。

勤勉手当が約650万円、地域手当が約2,100万円、住居手当が約20万円の増額と見込んでおります。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。2点目のところです。

事務局総務課専門監について先ほどご説明がありましたが、7級に格付けすることによる増額見込みはいくらでしょうか。

◎議長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。給料月額が増額となることにより、管理職手当などの各種手当についても増額となります。

これらをあわせまして、年間約50万円と見込んでおります。

以上です。

◎議長（武田治敏）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第1号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

(起立全員)

◎議長(武田治敏)

起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議長(武田治敏)

日程第7、議案第2号、尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長(廣瀬敏文)

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第2号、尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

この案を提出するのは、第1号議案と同じく人事院勧告に基づく改正に準じた行政職報酬表の改正及び地域手当の支給率について、改正する必要があるからです。

次のページの改正文をお願いします。

会計年度任用職員の地域手当について、正規職員と同様の10パーセントに改めるもの及び行政職報酬表を改正するものです。

改正文3ページをお願いします。

附則により、この改正は令和2年4月1日より施行します。

議案第2号の説明は以上です。

◎議長(武田治敏)

ありがとうございました。

議案第2号につきましては、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。

議案第2号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第2号、尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

(起立全員)

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第8、議案第3号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第3号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

この案を提出するのは、交替制勤務はどの消防機関でも採用されている勤務形態で、汎用性が認められており、特殊性は少ないと解されることから、今回、深夜特殊勤務手当を廃止するに必要な改正をする必要があるからです。

新旧対照表をお願いします。

特殊勤務手当は、ご覧いただいたとおり出動手当の1種類となることから、第2条及び別表を改正し、第3条及び第4条を削るとともに、条番号を繰り上げるものです。

改正文をお願いいたします。

附則により、この改正は令和2年4月1日より施行します。

議案第3号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありますので質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

それでは、議案第3号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてお聞きします。

先程ご説明のありました、深夜特殊勤務手当についてです。

当該手当の対象人数と、この手当の廃止による影響額は総額でいくらになりますか。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。次長兼総務課長、廣瀬。

交替制勤務につくすべての職員276人です。また、約1千700万円の減額と見込んでおります。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

2点目です。県内では、この手当の取り扱いはどのようになっていますか。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。県内34消防本部のうち、類似の手当を支給しているのは4団体です。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。広域化前、長久手市と豊明市にはこの手当はありましたか。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。広域化前の豊明市と長久手市の消防本部には同様の手当はございません。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。今回、深夜特殊勤務手当を廃止するのは、何かの法に抵触する恐れがある

からやめるのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。深夜特殊勤務手当については、地方交付税の基準財政需要額の算定にも含まれており、支給するにあたり違法性はありません。

なお、廃止の理由は、議案説明で申し上げたとおりですが、第1号議案でご承認頂いた地域手当の引き上げに伴う財源としての意味合いもございます。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第3号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第3号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

日程第9、議案第4号、尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第4号、尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について。

この案を提出するのは、行政財産の目的外使用許可に関し、徴収する使用料を、個別に金額を規定していますが、3年に1度行われる固定資産の評価替えに伴って、必要に応じ当該使用料を改訂する必要があります。

今般、構成市町などの規定を参考に、算定根拠の計算式を条文化することによって、当該事務を削減できるなど事務改善が見込まれますので、改正を行うものです。新旧対照表をお願いします。

第2条は、消費税及び地方消費税を加算する旨の規定を追加するものです。

2ページの別表は、使用区分のうち、土地の使用料は、構成市町の固定資産評価額に100分の5を、建物の使用料は、建物再調達建築価格に100分の8を乗じる算出方法に変更するものです。

電柱など道路法に規定される物件は、愛知県道路占用料条例に規定される占用料を、準用するものです。

備考欄は、土地評価額及び建物評価額についての説明です。

改正文にお戻りください。

附則により、この改正は、令和2年4月1日より施行します。

議案第4号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。議案第4号、尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について、2点お聞きします。

1点目、土地の場合、電柱以外にどのようなものがありますか。この点についての件数及び金額も含めてお答えください。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。次長兼総務課長、廣瀬。

自動販売機の設置があり、件数としては、豊明消防署市民プラザ傍の屋外1件のみです。

改正後の使用料は、年額1,392円、月額では116円となります。

ただし、この1件は、令和2年度の5月末までを許可期限としており、これ以降は、他の消防署所の自動販売機と同様に、一般競争入札により設置及び運営事業者

を決定していく予定です。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。2 点目ですが、建物の場合も同様に、具体的な事例と現状の件数、金額をお答えください。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。こちらの事例としては、自動販売機の設置となります。現状は豊明消防署市民プラザ内への 2 件のみです。

改正後の使用料は、年額 7 万 2 千 5 5 2 円、月額は 6 千 4 6 円となります。

先程の土地使用、屋外設置の自動販売機と同様に、この 2 件も令和 2 年度の 5 月末までを許可期限としており、これ以降は、一般競争入札により設置及び運営事業者を決定する予定となっております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 4 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第 4 号、尾三消防組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

日程第10、議案第5号、令和元年度尾三消防組合 一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第5号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）について、ご説明します。

一般会計補正予算書の3、4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額に歳入、歳出それぞれ1千129万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4千186万6千円とするものです。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、今年度の事業費の確定もしくは確定見込みにより、予算の執行残となる経費を年度当初に予定していた地方債に充当することにより、借入れ金額を減らすことといたしました。

なお、当初及び補正の限度額8千100万円、1千700万円とその差である6千400万円は予算ベースの金額です。

歳入について、主な内容をご説明いたします。

12、13ページをお願いします。

款4項1目2ラグビーワールドカップ消防特別警戒対策費補助金は、5月の補正予算において、補助率10分の10で支出科目を消耗品費と備品購入費の財源として計上しましたが、警戒業務に従事した人件費についても、精算にあたり追加いたしましたので増額です。

款8項1目1繰越金は、平成30年度当初予算の繰越金の全額を一般財源化し、財政調整基金へ積み立てるものです。

款10項1目1地方債は、第2表でご説明したとおり、今年度予算の執行残を、タンク車、救急車の借入予定額一部に回すことにより、借入額を当初予算ベースの6千400万円を減額するものです。なお、増額分は、地方債の説明文を従来の事業名に変更するためだけのもので、追加の借り入れではありません。

今回の補正予算で減額する金額は、全体でおよそ5千300万円で、このうち、5千200万円が、この借入金2本の財源となります。補正額6千400万円と実際に借入金に充当する執行残の5千200万円との差は、当初予算額と入札後の契約金額の差額です。

14ページから21ページまでは歳出となりますが、款2総務費及び款3消防費の主な減額理由は、事務費、事業費の確定などによる実績又は実績見込みに伴う減額でありまして、先ほどご説明したとおり、全体でおよそ5千300万円です。

16、17ページをお願いいたします。

節25積立金は、30年度予算の繰越金や運用利子と、先ほどの説明での起債充当の残りを減額補正分とあわせて、財政調整基金に積み立ててまいります。

現在の財政調整基金の残高は、7千96万7千円でありますので、本年度末残高は、およそ1億1千556万9千円となる見込みです。

議案第5号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第5号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第5号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第11、議案第6号、令和2年度尾三消防組合一般会計予算を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。次長兼総務課長、廣瀬。

議案第6号、令和2年度尾三消防組合一般会計予算について、ご説明します。

予算書の2、3ページ及び4ページの第1表、歳入歳出予算をお願いします。

令和2年度歳入歳出予算の総額は、それぞれ36億2千21万2千円で、元年度当初予算対比94.11パーセント、金額的には2億2千639万2千円の減額です。

減少した主な理由は、元年度当初予算に計上していた、はしご車のオーバーホール約3千600万円、指令システムのオーバーホール約1億7千700万円が皆減

したこと。また、人事管理費約1千300万円、車両整備約1千200万円が減額となったことなどによります。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。

2年度に購入予定の化学車1台の起債で、国庫補助金や一般財源を除いた借入の限度額です。

歳入の主な内容をご説明いたします。

予算説明書12、13ページをお願いします。

款1項1目1分担金は、各構成市町からの分担金です。

右側のページにあります各市町の金額につきましては、組合規約の附則第4項に基づき、平成28年度の5市町それぞれの常備消防の決算額の割合で算出した額です。

款3国庫支出金は、第2表起債充当で説明した化学車1台の国庫補助金です。

18、19ページをお願いします。

歳出においては、各種資材、被服費、手数料、通信費、各消防署の光熱水費などの経常経費を全般に渡って、2か年の実績値をもとに、より精査した算定をすることで、歳出予算の抑制を図っております。

款1項1目1議会費は、組合議会の開催、運営に要する経費で、組合議員の定数は15名です。

次に、款2総務費、項1目1一般管理費は、事務用機器や電算システムの運用管理、上部団体負担金など、渉外などに要する経費で、本年度とほぼ同程度です。

20、21ページをお願いします。

目2人事管理費は、職員の給与や手当、共済、人材育成などに要する経費で、2年度の予算要求職員数は、育児休暇取得者を除く333名です。うち2名は、派遣先の愛知県から人件費負担があります。また、再任用職員は4名増の14名を予定しております。

予算額の算定においては、地域手当の支給率を8.5パーセントから10パーセントへの変更による増額がある一方で、深夜特殊勤務手当の廃止のほか、予算の積算上、元年度の337名から4名減員の333名となり、全体的に人件費は下がっております。

24、25ページをお願いします。

目4財産管理費は、この尾三消防組合の施設、設備の改修、修繕、維持管理業務の委託、光熱水費及び総務課で発注する各消防署所の改築、修繕などに要する経費です。

節12委託料は、2年度のみ事業として、庁舎長寿命化に関する個別施設計画の策定業務委託の経費です。

26、27ページをお願いします。

節14工事請負費の東郷消防署ルーバーフェンス設置工事は、東郷消防署の西側に新たに県道が供用開始されることに伴い、駆け込み通報などへ対応するため、消

防署としての存在の明確化及び道路沿いとなる仮眠室への防音対策で施工するものです。

款3 消防費、目1 消防費は、災害対応現場での隊員の安全を確保したうえで、効率的で効果的な活動ができるよう、消防車両等の点検及び各種資機材の更新、また救急救命士の養成並びに各再教育等を実施し、増加傾向にあります救急需要をはじめ、消防需要全般に対応するための経費です。

28、29ページをお願いします。

節17 備品購入費の車両整備事業は、歳入の地方債で説明いたしましたが、化学車1台、約6千300万円で、豊明消防署に配置する予定です。

また、1台約3千200万円の救急車を2台、豊明消防署と長久手消防署に配置する予定です。

なお、豊明消防署には、4月下旬に豊明市民の方より救急車1台の寄贈を予定しております。当該予算の在り方については、寄贈後に構成市町にご相談いたします。

30、31ページをお願いします。

目2 予防費は、幼年、少年消防クラブ員の育成、住宅用火災報知器等の設置及び維持管理の促進、高齢者世帯の防火対策、火災予防運動や、放火防止対策、事業所向けの危険物安全対策などの事業を進めていく経費です。

火災予防対策としては、昨年度に引き続き、住民にとってわかりやすく実効性のある火災予防啓発に取り組むことを目的に、少年消防クラブ員として愛知県消防学校や日進消防署での1泊での防火活動体験、高齢者を対象とした防火、防災講演会を構成市町の協力を得ながら開催する予定です。

目3 指令費は、緊急通報119番を受信するとともに、デジタル無線で出動中の消防隊や、救急隊と情報交換をする高機能消防指令システムを、常に正常稼働させるための経費です。

32、33ページをお願いします。

目4 特別消防隊費から40、41ページ、目12 長久手消防署費までは、節10 需用費、節11 役務費、節12 委託料、節13 使用料及び賃借料、節15 原材料費を計上いたしておりますが、いずれも、各消防署所の施設、設備の維持管理や、各種の訓練に要する経常経費となっております。

40、41ページをお願いします。

款4 公債費は、借入金の返済に充てるもので、元金、利子とも、旧尾三消防組合が借り入れた政府系借入金4本、元年度事業分5本、2年度事業予定分の2本を計上しております。

議案第5号、補正予算第4号により起債を取りやめた借入金1千40万円も当初予算編成時期との関係から計上しており、市町からの分担金に含まれています。この予算の取り扱いについても、今後、市町への返還などの精算の方法を、時期なども含めまして、構成市町の皆様と協議していきたいと考えています。

款5 予備費は500万円です。

42ページをお願いいたします。45ページまでは、令和2年度と前年度の当初

予算における給料、手当などの比較や明細となります。

46ページをお願いいたします。

消防救急デジタル無線談合に伴う、損害賠償請求訴訟の弁護士委託料についての債務負担行為です。

47ページをお願いいたします。

款4公債費の元金残高の推移及び2年度末の残高見込みです。

上から4番目までは、旧尾三消防組合が借入れた政府系借入金、6番目から10番目までは、元年度事業で実施した事業5本、うち2本は款4公債費で説明した2本を含んでおります。

2年度の車両整備事業は、化学車1台予算額6千300万円に対し、国の補助基準額は3千850万4千円で、補助率は2分の1のため、自主財源負担は1千925万2千円です。この約8割、1千500万円と、補助基準額を超過した2千449万6千円の約8割、1千900万円を起債で充当する予定です。

議案第6号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。議案第6号、令和2年度尾三消防組合一般会計予算について大きく2点についてお聞きします。

1点目です。25ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、12節の個別施設計画策定業務委託料765万6千円についてお聞きします。

4市1町すべての庁舎が対象でしょうか。また、現時点で把握している具体的な問題点があればお答え願います。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。次長兼総務課長、廣瀬。

策定する個別施設計画は、組合議所有する5市町にある9施設27棟を対象として、昨年度策定しました尾三消防組合公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点で計画的に修繕や改修等を行う予防保全型の維持管理方法により、それぞれの施設の長寿命化に係る具体的な管理方針を示すことを目的としています。

次に、問題点としては、屋根や外壁等の防水機能や、給排水設備等が経年により

劣化しておりまして、対処療法的な措置を講じている庁舎が複数存在していることです。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。今回この業務委託料を支出するわけですが、委託先の選定方法はどのように考えていますか。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。構成市町などの、これまでの受注実績や受注意欲、契約履行の確実性などを調査したうえで、指名競争入札により受注者を決定する予定としています。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。先程の議案第 4 号で自動販売機の話がありました。そこでは一般競争入札により運営事業者を決定する予定とありました。

こうした計画策定業務でも、指名競争入札より一般競争入札の方がより競争性が高まると考えられますが、何故そうしないのか、重複するかもしれませんが理由をお聞かせください。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

はい。構成市町において、既に同計画が策定されており、これらの実績が業者選定の参考になろうかと考えておりますが、一般競争入札による方法も比較、検討させていただきたいと存じます。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。2点目です。

27ページ、3款消防費、1項消防費、1目消防費、10節需用費の中の感染対策用資材費74万3千円についてです。

先程の一般質問と重複するかもしれませんが、新型コロナウイルスに対応した感染対策用の資材費ですか。また、資材の中身について、具体的に示してください。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（伊豆原正人）

次長兼予防課長、伊豆原。

感染対策用資材費につきましては、新型インフルエンザ感染防止対策のために備蓄しています資材の更新費用となります。

なお、この資材は、新型コロナウイルスにも対応できるものです。

資材の内容につきましては、上下一体式の防護服、ゴーグル、マスク、手袋を1セットにしており、更新計画に基づき270セットを購入するものです。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。今回のこの支出は270セット分とのことですが、職員の皆様の安全基準、運用基準として、どのような場合に防護服など一式を着用するのでしょうか。

先程の一般質問でも聴取時のキーワードについてお話がありましたが、もう少し具体的にお聞かせいただけますか。

◎議 長（武田治敏）

酒井消防課長。

○消防課長（酒井雄二）

はい。新型コロナウイルス感染症に感染又は、感染の疑いの定義の基づき、感染の可能性が極めて高いと判断した場合に着用して出勤をします。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第6号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第6号、令和2年度尾三消防組合一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

(起立全員)

◎議長(武田治敏)

起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議長(武田治敏)

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各議員

(異議なしの声)

◎議長(武田治敏)

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(武田治敏)

日程第12、管理者あいさつ。

近藤裕貴管理者。

○管理者(近藤裕貴)

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、原案どおり議決をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

ご議決をいただきました令和2年度予算につきましては、適切な執行を行うとともに、効率の良い消防行政を推進してまいりますので、今後も尾三消防組合の運営につきまして、より一層のご指導を頂きますようお願い申し上げます。

さて、令和元年度もいよいよ大詰めとなってまいりました。

この一年、議員の皆様方には、各般にわたりご指導を賜り、各事業を滞りなく遂行できましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますようご期待申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎議長（武田治敏）

[起立]

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

近藤管理者をはじめ、当局の皆様には、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

さて皆様方には、この1年間、尾三消防組合議会に対しまして、ご支援、ご協力を賜り、おかげをもちまして無事、議長の要職を務めることができましたことに、心より感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、議員活動などご多用とは存じますが、くれぐれもご自愛をいただき、消防行政推進にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

[着席]

◎議長（武田治敏）

これをもちまして、令和2年3月尾三消防組合議会 定例会を閉会いたします。
本日は、大変ありがとうございました。

閉会 午後3時15分
「閉会のベル」

●書記長（島田茂樹）

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

ご着席願います。

●書記長（島田茂樹）

事務局より、連絡事項と配布物がございます。
これよりお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

●書記長（島田茂樹）

それでは、事務連絡いたします。

お配りしました封筒には、A4サイズ1枚で、新年度の議会関係日程表と、冊子、尾三消防組合消防力整備計画（第8次）1部を入れております。

日程表は、後日メールでも提供させていただきます。

新年度の議会日程では、まず初めに、5月27日（水）午後1時30分から議会運営委員会、午後2時から臨時会を開催しますので、よろしくお願ひします。

次に、計画書でございますが、当組合の今後10年間の消防力整備に係る計画書となります。少しボリュームはございますが、今後実施する様々な取組みなど記載しておりますので、是非、事務の参考としてください。

次に、今年度の組合議員報酬について、事前にお知らせしましたとおり、指定口座に、3月31日にお振込みいたしますので、御承知置き下さい。

最後に、今年度の組合議会行事は、本日で全て終了となります。皆さま、1年間大変お疲れ様でした。

来年度は、組合議員任期の2年目となります。今年度同様、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上となります。本日は、お疲れ様でした。

上記議事録が正確であることを署名する。

令和2年3月25日

議 長

武田 治敏

議事録署名者

一色 美智子

議事録署名者

近藤 郁子